

寒河江市障がい者社会参加促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、心身障がい者（以下「障がい者」という。）の福祉向上及び社会参加の促進を図るため、障がい者が利用するタクシー利用料金又は自動車燃料費に対し助成を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 タクシー利用料金の助成の対象となる者は、寒河江市に住所を有し、かつ、現に居住している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 下肢、体幹、移動機能、視覚又は内部障害の総合等級1級から4級までの者
 - イ 上肢機能又は聴覚障害の総合等級1級又は2級の者

(2) 療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 自動車燃料費の助成の対象となる者は、寒河江市に住所を有し、かつ、現に居住している者で、山形県県税条例（昭和29年山形県条例第18号）第142条第1項第2号若しくは第3号に規定する自動車税の種別割の減免を受けているもの又は寒河江市市税条例（昭和40年市条例第20号）第77条の2第1項第1号に規定する軽自動車税の種別割の減免を受けているもので、前項各号のいずれかに該当するものとする。

(指定業者)

第3条 市長は、この事業を遂行するため、市長が指定するタクシー会社及び給油会社（以下「指定業者」という。）と協定書を締結する。

(申請)

第4条 この事業による助成を受けようとする者は、タクシー利用料金の助成を受けようとする場合は寒河江市障がい者社会参加促進事業タクシー利用料金助成申請書（様式第1号）、自動車燃料費の助成を受けようとする場合は寒河江市障がい者社会参加促進事業自動車燃料費助成申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、この事業による助成は、タクシー利用料金又は自動車燃料費のいずれか一方とする。

（認定）

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、第2条第1項に規定する助成対象者に該当すると認められたときは寒河江市福祉タクシー利用者証（様式第3号）及び寒河江市福祉タクシー利用券（様式第4号。以下「タクシー券」という。）を、同条第2項に規定する助成対象者に該当すると認められたときは寒河江市自動車燃料費助成利用者証（様式第5号）及び寒河江市福祉給油券（様式第6号。以下「給油券」という。）を交付し、助成の認定をするものとする。

2 市長は、前項の認定を受けた者（以下「利用者」という。）が交付を受けている身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の備考欄に、寒河江市福祉タクシー利用者証又は寒河江市自動車燃料費助成利用者証（以下「利用者証」という。）を交付した旨を明記するものとする。

3 タクシー券及び給油券（以下「利用券」という。）の発行枚数は、利用者1人につき前条の規定による申請をした月に応じて、別表第1及び別表第2に定める枚数とする。

（助成額）

第6条 タクシー利用料金の助成額は、タクシー券1枚につき500円とし、タクシー利用料金に100分の90を乗じて算出した額を上限とする。この場合において、算出した額に10円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てる。

2 自動車燃料費の助成額は、給油券1枚につき1,000円とし、自動車燃料費の額を上限とする。

3 前2項の規定にかかわらず、利用者は、同項に規定する上限額を超える枚数の利用券を使用することはできない。

(利用方法)

第7条 利用券を使用しようとする者は、指定業者の職員に手帳及び利用者証を提示し、利用券を提出しなければならない。

(助成額の請求)

第8条 指定業者は、月の初日から末日までの助成額について、翌月10日までに前条の規定により提出された利用券を請求書に添付し、市長に提出するものとする。

(不正利用の禁止)

第9条 利用者は、不正に利用券を使用し、又は譲渡してはならない。

2 市長は、利用者が不正な行為により利益を受けたと認められるときは、利用者の認定を取り消し、不正に受けた利益の返還を命ずるものとする。指定業者が不正な行為により利益を受けたと認められるときも、同様とする。

(利用者証等の返還)

第10条 利用者は、第2条に規定する助成対象者でなくなったときは、速やかに寒河江市障がい者社会参加促進事業利用者証返還届(様式第7号)に利用者証及び未使用分の利用券を添えて、市長に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(寒河江市心身障害者福祉タクシー利用助成事業実施要綱の廃止)

2 寒河江市心身障害者福祉タクシー利用助成事業実施要綱(昭和58年4月1日)は、廃止する。

(寒河江市心身障害者給油費助成事業実施要綱の廃止)

3 寒河江市心身障害者給油費助成事業実施要綱(平成9年4月1日)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

タクシー券の発行枚数

申請月	タクシー券の発行枚数 (年間1人当たり)
4月	24枚
5月	22枚
6月	20枚
7月	18枚
8月	16枚
9月	14枚
10月	12枚
11月	10枚
12月	8枚
1月	6枚
2月	4枚
3月	2枚

別表第2

給油券の発行枚数

申請月	給油券の発行枚数 (年間1人当たり)
4月	12枚
5月	11枚
6月	10枚
7月	9枚
8月	8枚
9月	7枚
10月	6枚
11月	5枚
12月	4枚
1月	3枚
2月	2枚
3月	1枚

様式第1号（第4条関係）

寒河江市障がい者社会参加促進事業
タクシー利用料金助成申請書

年 月 日

寒河江市長 様

申請者 住 所

氏 名

対象者との続柄： 本人 ・ 家族等（ ）

次により事業の利用を申請します。

対象者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	電話番号 ()		
身体障害者手帳		都道府県 第 号		
療 育 手 帳		山形県 第 号		
精神障害者保健福祉手帳		都道府県 第 号		
手帳記載事項	交付年月日	年 月 日 交付		
	等 級			
	障 害 名			

（確認・認定欄）

確認者	身障手帳	下肢・体幹・移動・視覚・ 内部(心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、免疫、肝臓)	1級・2級・ 3級・4級
		上肢・聴覚	1級・2級
①	療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳		

利用者番号	利用者証交付年月日	タクシー券交付枚数	タクシー券受領確認
認定第 号	年 月 日交付	枚	

様式第2号（第4条関係）

寒河江市障害者社会参加促進事業
自動車燃料費助成申請書

年 月 日

寒河江市長

様

申請者 住所

氏名

対象者との続柄： 本人 ・ 家族等（ ）

次により事業の利用を申請します。また、自動車税や軽自動車税の減免の有無について調査することに同意します。

対象者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	電話番号 ()		
身体障害者手帳	都道府県 第		号	
療育手帳	山形県 第		号	
精神障害者保健福祉手帳	都道府県 第		号	
手帳記載事項	交付年月日	年 月 日 交付		
	等級			
	障害名			
減免車両	車両番号			
	所有者		続柄	
自動車の運転者			続柄	

(確認・認定欄)

確認者	身障	下肢・体幹・移動・視覚・ 内部(心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、免疫、肝臓)	1級・2級・ 3級・4級
①		上肢・聴覚： 1級・2級	療育・精神
		自動車税または軽自動車税 減免の有無	有 ・ 無
利用者番号	利用者証交付年月日		給油券交付枚数
認定第 号	年 月 日交付		枚
			給油券受領確認

認定第 号

年 月 日交付

寒河江市福祉タクシー利用者証

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日

表記の者は、寒河江市障がい者社会参加促進事業実施要綱により、タクシー利用料金の一部を寒河江市が助成するものであることを証明する。

寒河江市長

- ◆ 利用の際には、この利用者証と身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを運転手に提示してタクシー券を渡してください。
- ◆ 指定業者

寒河江市福祉タクシー利用券

認定第 号

助成額 円

有効期限 年 月 日

使用年月日 年 月 日

- ・ タクシー代 タクシー料金から助成額を差し引いた残額が本人負担額となります。
タクシー料金を助成額が上回る使い方はできません。

指定業者

寒河江市長

運転手さんへお願い

タクシー代（利用者負担額）

1回の利用料金から、助成額を引いた残額とします。

助成額は、会社を通じて請求してください。

お問い合わせ

寒河江市

（電話 _____）

様式第5号（第5条関係）

認定第 号

年 月 日交付

寒河江市自動車燃料費助成利用者証

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日
自動車の 車両番号	

表記の者は、寒河江市障がい者社会参加事業実施要綱により、自動車燃料費の一部を寒河江市が助成するものであることを証明する。

寒河江市長

- ◆ 利用の際には、この利用者証と身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを業者に提示して給油券を渡してください。
- ◆ 利用できるのは、市内の指定ガソリンスタンドのみです。

寒河江市福祉給油券

認定第 号
助成額 円
有効期限 年 月 日
使用年月日 年 月 日

- ・給油代 自動車燃料費から助成額を差し引いた残額が本人負担額となります。
自動車燃料費を助成額が上回る使い方はできません。

寒河江市長

従業員さんへお願い

給油代（利用者負担額）

1回の自動車燃料費から、助成額を引いた残額とします。

助成額は、会社を通じて請求してください。

お問い合わせ

寒河江市

（電話 _____）

様式第7号（第10条関係）

寒河江市障がい者社会参加促進事業
利 用 者 証 返 還 届

年 月 日

寒河江市長 様

住 所

氏 名

対象者との続柄 ()

電 話 ()

利用者証を下記により返還します。

対 象 者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
返還理由				
返還証の種類		タクシー利用者証 / 自動車燃料費助成利用者証		

※未使用のタクシー券、給油券を添付してください。